

## ○総務省令第 号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条から第六条まで、第九条、第十条及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれ

対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(用語)  
第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一〇四 略〕

五 電子証明書 自然人又はその代表者等(法第三条第二項(法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。))にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。)にあっては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっては、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十二条の第二項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

〔六〇十一 略〕

十二 本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。

〔削る〕

〔2 略〕

(本人確認の方法)

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人(法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。) 次に掲げる方法のいずれか  
イ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号(ニ及びへを除く。)又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

〔口 略〕

(用語)  
第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一〇四 同上〕

五 電子証明書 自然人にあっては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっては、商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十二条の第二項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

〔六〇十一 略〕

十二 本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等(法第三条第二項(法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。))にいう代表者等をいう。次号において同じ。)に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。

十三 特定本人確認用画像情報 自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であつて、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住所及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。

〔2 同上〕

(本人確認の方法)

第三条 法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人(法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。) 次に掲げる方法のいずれか  
イ 当該自然人又はその代表者等(法第三条第二項(法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。))にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。)から第五条第一項第一号(ニ及びへを除く。)又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあつては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

〔口 同上〕

〔削る〕

ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたものに限る。次条第一項第三号、第三十一条第一項第一号ハ、第十九条第一項第一号ハ及び第三号ハ並びに第二十条第一項第三号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五条第一項第一号ロ②に掲げる書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔削る〕

ヘ 略

〔略〕

キ 当該自然人（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。リにおいて同じ。）又はその代表者等から第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

リ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

〔イ 略〕

ロ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける

ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第三十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

〔新設〕

ホ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔同上〕

〔同上〕

〔新設〕

キ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔新設〕

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

〔イ 同上〕

ロ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受ける

とともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限り。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ニ 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条第四項の規定により公表されている法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

〔削る〕

ホ 〔略〕

ニ 当該法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）の代表者等から第五条第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2 前項第一号ロ、ニ、ホ、チ及びリ並びに第二号ロからニまで及びへに掲げる方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもち代えることができる。

〔3～5 略〕

（代表者等の本人確認の方法）

第四条 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法

とともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。）にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔新設〕

〔新設〕

ハ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ニ 〔同上〕

〔新設〕

2 前項第一号ロ、ホ及びへ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示、送付又は送信された書類又はその写しに記載されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもち代えることができる。

〔3～5 同上〕

（代表者等の本人確認の方法）

第四条 法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法

とする。

〔一・二 略〕

〔削る〕

三 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

四 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、次条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

五 代表者等から次条第一項第一号二に掲げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔削る〕

六 略

七 代表者等から、電子署名が行われた相手方との役務提供契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を受信する方法

八 代表者等(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。この号及び次号において同じ。)から次条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

九 代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2 前項第二号、第四号、第五号、第八号又は第九号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

〔3 略〕

(本人確認書類)

第五条 第三條第一項及び前條第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類(以下「本人確認書類」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ

とする。

〔一・二 同上〕

三 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四 代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

〔新設〕

五 代表者等から次条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

六 代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

七 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 前項第二号、第五号又は第六号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

〔3 同上〕

(本人確認書類)

第五条 第三條第一項及び前條第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類(以下「本人確認書類」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ

並びに第二号に掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人(第三号に規定する外国人を除く。)

イ 運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1) 略

(2) 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード(ロ(2)において単に「在留カード」という。)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(ロ(2)において単に「特別永住者証明書」という。)(又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード(ロ(2)において単に「個人番号カード」という。))(いずれも当該自然人の写真があるものに限る。)

(3) 略

[ロ・ハ 略]

二 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)(又はこれらに類するもの(官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。))

[ホ・ヘ 略]

[二・三 略]

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるとき、住居の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類(有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。)(のいずれかの提示又は送付(第三条第一項第一号若しくは第二号へ又は前条第一項第八号若しくは第九号に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者(自然人に限る。)(若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人に係る本人確認を行う場合にあつては、送付又はその写しの送付)を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。)

[一〇六 略]

並びに第二号に掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人(第三号に規定する外国人を除く。)

イ 運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1) 同上

(2) 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード(ロ(2)において単に「在留カード」という。)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(ロ(2)において単に「特別永住者証明書」という。)(又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード(ロ(2)において単に「個人番号カード」という。))(いずれも当該自然人の写真があるものに限る。)

(3) 同上

[ロ・ハ 同上]

二 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)

[ホ・ヘ 同上]

[二・三 同上]

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるとき、住居の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類(有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。)(のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。)

[一〇六 同上]

（本人確認記録の記録事項）

第八条 「略」

2 前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

「一」 略

二 第三条第一項第一号ハ又は第四条第一項第三号に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三 第三条第一項第一号ロ、ニからハまで、チ若しくはリのいずれか、第二号ロからニまで若しくはハのいずれか又は第四条第一項第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号のいずれかに規定する方法（第三条第一項第二号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。） 携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

四 第三条第一項第一号ト、第二号ホ又は第四条第一項第七号に規定する方法 携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

五 第三条第一項第二号ハに規定する方法（同号ハ括弧書に規定する方法を除く。） 携帯音声通信事業者が登記情報の送信を受けた日

六 第三条第一項第二号ニに規定する方法（同号ニ括弧書に規定する方法を除く。） 携帯音声通信事業者が公表事項を確認した日

七 「略」

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類若しくは同条第一項第一号ロ②に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたとき、登記情報の送信を受けたとき又は公表事項を確認したときは、当該写し、情報又は登記情報若しくは公表事項若しくはその写しを、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

「2」 略

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条 法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。） 次に掲げる方法のいずれか

「イ・ロ」 略

「削る」

ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

（本人確認記録の記録事項）

第八条 「同上」

2 前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

「一」 同上

二 第三条第一項第一号ハ又はニに規定する方法 携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三 第三条第一項第一号ロ又はホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第一号から第五号までのいずれかに規定する方法 携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

四 第三条第一項第一号チ又は第二号ニに規定する方法 携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

「新設」

「新設」

五 「同上」

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条 携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

「2」 同上

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条 法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。） 次に掲げる方法のいずれか

「イ・ロ」 同上

ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法



ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニに掲げる書類(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔削る〕

ヘ 〔略〕

ト 〔略〕

チ 当該自然人(住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。リにおいて同じ。)又はその代表者等から第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

リ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

〔イ 略〕

ロ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。)にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法)

ニ 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る公表事項を確認する方法(当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地

〔新設〕

ホ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ 当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ト 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

〔イ 同上〕

ロ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地(当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。)にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔新設〕

〔新設〕

地にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

〔削る〕

ホ

〔略〕  
 当該法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）の代表者等から第五条第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2 前項第一号ロ、ニ、ホ、チ及びリ並びに第二号ロからニまで及びへに掲げる方法（同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

〔3～5 略〕

6 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	〔略〕	
第五項	第三条第一項及び	第十一条第一項及び
第五項	役務提供契約の締結	契約者の名義変更
第五項	相手方	譲受人等
第五項	第三条第一項第一号	第十一条第一項第一号チ

ハ 当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔新設〕

2 前項第一号ロ、ホ及びへ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

〔3～5 同上〕

6 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	〔同上〕	
第五項	第三条第一項	第十一条第一項
第五項	役務提供契約の締結	契約者の名義変更
第五項	相手方	譲受人等

第八條第一項	〔略〕		チ
	〔略〕	〔略〕	
第八條第二項	〔略〕		チ
	〔略〕	〔略〕	
第三條第一項第一号イ	第三條第一項第一号イ	第三條第一項第一号イ	〔略〕
第三條第一項第一号ハ	第三條第一項第一号ハ	第三條第一項第一号ハ	〔略〕
第三條第一項第一号ロ	第三條第一項第一号ロ	第三條第一項第一号ロ	〔略〕
携帯音声通信端末設備等	携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書	
相手方	相手方	譲受人等	
第三條第一項第一号ト	第三條第一項第一号ト	第三條第一項第一号ト	〔略〕
第三條第一項第二号ハ	第三條第一項第二号ハ	第三條第一項第二号ハ	〔略〕
第三條第一項第二号ニ	第三條第一項第二号ニ	第三條第一項第二号ニ	〔略〕
第三條第四項	第三條第四項	第三條第四項	〔略〕
第三條第四項	第三條第四項	第三條第四項	〔略〕

第八條第一項	〔同上〕		チ
	〔同上〕	〔同上〕	
第八條第二項	〔同上〕		チ
	〔同上〕	〔同上〕	
第三條第一項第一号イ	第三條第一項第一号イ	第三條第一項第一号イ	〔同上〕
第三條第一項第一号ロ	第三條第一項第一号ロ	第三條第一項第一号ロ	〔同上〕
携帯音声通信端末設備等	携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書	
相手方	相手方	譲受人等	
第三條第一項第一号ト	第三條第一項第一号ト	第三條第一項第一号ト	〔同上〕
第三條第四項	第三條第四項	第三條第四項	〔同上〕
第三條第四項	第三條第四項	第三條第四項	〔同上〕



項	イ	第三条第一項第一号	第十一条第一項第一号ハ
	ハ	第三条第一項第一号	第三条第一項第一号
	ロ	第三条第一項第一号	第十一条第一項第一号ロ
	携帯音声通信端末設備等	相手方	譲受人等
	第三条第一項第一号	第三条第一項第一号	第十一条第一項第一号ト
二	第三条第一項第二号	第十一条第一項第二号二	

〔略〕

(契約者の本人特定事項の確認の方法)

第十三条 〔略〕

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき契約者が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該契約者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により契約者の本人特定事項の確認を行うものとする。

一 自然人（みなし契約者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号二に掲げる書類（一）を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求めるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

項	イ	第三条第一項第一号	第十一条第一項第一号ロ
	ロ	第三条第一項第一号	第十一条第一項第一号ト
	携帯音声通信端末設備等	相手方	譲受人等
	第三条第一項第一号	第三条第一項第一号	第十一条第一項第一号ト
	ト	第三条第一項第二号	第十一条第一項第二号ト

〔同上〕

(契約者の本人特定事項の確認の方法)

第十三条 〔同上〕

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき契約者が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該契約者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により契約者の本人特定事項の確認を行うものとする。

一 自然人（みなし契約者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号二若しくはハに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一）を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求めるとともに、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ロ 当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。ハにおいて同じ。）に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 略

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

イ 略

ロ 当該法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三 みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

イ 国等に対して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号二に掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ロ 国等（当該国等に係るみなし契約者が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者であるものに限る。ハにおいて同じ。）に対して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

3 第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

〔新設〕

ハ 同上

二 法人 次に掲げる方法のいずれか

イ 同上

ロ 当該法人に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三 みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

イ 国等に対して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号二若しくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔新設〕

ハ 同上

3 第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第三 条 第 二 項	前項第一号ロ、二、ホ、チ及びリ並びに第二号ロからニまで及びへに掲げる方法(同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。)	第十三条第一項第一号ロ及び第三号ロ並びに第二項各号
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
第五 条 第 二 項	相手方 第三条第一項第一号チ若しくはリ若しくは第二号へ又は前条第一項第八号若しくは第九号	契約者 第十三条第二項第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ若しくはハ

(代表者等の本人特定事項の確認の方法)  
第十四条 「略」

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき代表者等が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該代表者等に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。

一 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号ニに掲げる書類(一)を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を求めるとともに、当該書類に記載されている代表者等から当該書類の送付を受けることともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二 契約者(その代表者等が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。次号において同じ。)に対して、本人確認記録に記載されている

第三 条 第 二 項	前項第一号ロ、ホ及びへ並びに第二号ロ及びハ	第十三条第一項第一号ロ及び第三号ロ並びに第二項各号
	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]
第五 条 第 二 項	相手方	契約者

(代表者等の本人特定事項の確認の方法)  
第十四条 「同上」

2 携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき代表者等が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該代表者等に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。

一 契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号ニ若しくはへに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの(一)を限り発行又は発給されたものを除く。)の送付を求めるとともに、当該書類に記載されている代表者等から当該書類の送付を受けることともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔新設〕

当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三  
 3 第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第四条第二項	第十四条第一項第二号又は第二項各号
[略]	前項第二号、第四号、第五号、第八号又は第九号	[略]
	[略]	[略]
第五条第二項	[略]	[略]
相手方	第三条第一項第一号、第二号又は前条第一項第八号若しくは第九号	第十四条第二項第二号又は第三号
契約者		

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人（第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。） 次に掲げる方法のいずれか  
 [イ 略]

二  
 3 第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第四条第二項	第十四条第一項第二号及び第二項各号
[同上]	前項第二号から第四号まで	[同上]
	[同上]	[同上]
第五条第二項	[同上]	[同上]
相手方		
契約者		

(貸与時本人確認の方法)

第十九条 法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人（第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。） 次に掲げる方法のいずれか  
 [イ 同上]



ロ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

- (1) 当該書類に記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類に記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置
- (2) 当該書類に記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

〔削る〕

ハ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する方法

〔ホ・ヘ 略〕

ト 当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

- (1) 当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置
- (2) 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

〔二 略〕

三 貸与時みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

ロ 当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

- (1) 当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置
- (2) 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

ハ 本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

〔新設〕

〔ホ・ヘ 同上〕

〔新設〕

ト 当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

- (1) 当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置
- (2) 当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

〔二 同上〕

三 貸与時みなし契約者 次に掲げる方法のいずれか

「イ 略」  
ロ 当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五條第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五條第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

「削る」

ハ「略」

ニ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五條第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

「ホ・ヘ 略」

ト 当該貸与時みなし契約者（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五條第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

四 法人 次に掲げる方法のいずれか

「イ 略」

ロ 当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五條第一項第二号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。）にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る公表事項を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しな

「イ 同上」

ロ 当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五條第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五條第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

「同上」

「新設」

ニ 本人確認用画像情報の送信を受ける方法

「新設」

「ホ・ヘ 同上」

ト 本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四 法人 次に掲げる方法のいずれか

「イ 同上」

ロ 当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五條第一項第二号に規定する書類又はその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。）にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

「新設」

ハ 当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

「新設」

いで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法)

ホ 略

2 前項第一号ロ(1)若しくはト(1)、第三号ロ、二若しくはト又は第四号ロから二までに規定する方法(同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。)による貸与時通話可能端末設備等の送付は、提示又は送付された書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている貸与の相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもって代えることができる。

3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロから二までに規定する方法(同号ハ及びニにあつては、括弧書に規定する方法に限る。)により貸与時本人確認を行う場合にあっては、送付された書類に記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類(有効期間又は有効期限のある同項第五号及び第六号に掲げるもの)にあっては貸与業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。)の提示又は送付を受けて、当該書類の記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

4 貸与業者は、貸与時みなし契約者(第二十二号第三号及び第七号で規定するもの)のために現に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。)について、第一項第三号ロ、二又はトに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

[5] 略

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

第二十条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 略

二 代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 同上

2 前項第一号ロ(1)、第三号ロ又は第四号ロに規定する方法による貸与時通話可能端末設備等の送付は、提示又は送付された書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもって代えることができる。

3 貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類(有効期間又は有効期限のある第五条第二項第五号及び第六号に掲げるもの)にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。)又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

4 貸与業者は、貸与時みなし契約者(第二十二号第三号及び第七号で規定するもの)のために現に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。)について、第一項第三号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

[5] 同上

(代表者等の貸与時本人確認の方法)

第二十条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 同上

二 代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはへに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは同項第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔削る〕

三 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

四 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

〔五 略〕

六 代表者等から、電子署名が行われた貸与の相手方との貸与契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を受信する方法

七 代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号へ若しくは第三号に規定する書類又は第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2 前項第二号、第四号又は第七号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

〔3 略〕

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕三 略〕

四 貸与の相手方に係る次に掲げる事項

〔イ〕二 略〕

ホ 第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはト、第三号ロ、ニ、ホ若しくはト又は第四号ロからニまでに掲げる方法（同号ハ及びビにあっては、括弧書きに規定する方法に限る。）で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

へ 第十九条第一項第一号ロ(1)又はト(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項

五 貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

〔イ〕二 略〕

ホ 前条第一項第二号、第四号、第五号又は第七号に規定する方法で貸与時本人確認を行っ

三 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四 代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

〔新設〕

〔五 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

2 前項第二号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

〔3 同上〕

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条 法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕三 同上〕

四 貸与の相手方に係る次に掲げる事項

〔イ〕二 同上〕

ホ 第十九条第一項第一号ロ若しくはハ、第三号ロ若しくはハ又は第四号ロに掲げる方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

へ 第十九条第一項第一号ロ(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項

五 貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

〔イ〕二 同上〕

ホ 第二十条第一項第二号又は第三号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引



備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	附則 「削る」	「略」	相手方	第三条第一項第一号 子若しくは若しくは は第二号へ又は前条 第一項第八号若しく は第九号
			貸与の相手方	第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は 第二十条第一項第七号
			本人確認を行う	貸与時本人確認を行う

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	附則 「削る」	「同上」	相手方	
			貸与の相手方	
			本人確認を行う	貸与時本人確認を行う

第十五条 附則第十三条（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第二十六条の規定の適用については、同条中「第七条及び第十条第二項（いずれも第十一条第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第十三条第二項（附則第十四条において準用する場合を含む。）」とする。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。